

議事概要
(宜野湾港マリーナ意見交換会)

1 日 時：令和4年12月25日（日） 16：30～18：45

2 場 所：宇地泊公民館

3 参加状況：

●宜野湾港マリーナ利用者 41名
（内訳）会場：17名、オンライン：24名

●沖縄県 港湾課 港湾開発監ほか4名

●宜野湾港マリーナ指定管理者 港長

4 利用者意見・要望（概要）

（1）管理・運営に関すること

①名義変更に係る係留許可基準の緩和（個人→法人）

- ・ 現在、個人で係留使用許可を受けているが、法人化した場合、法人名義に変更したうえで、継続的に係留が可能となるようにして欲しい。
- ・ 逆に、法人名義から個人への変更についても、現在はいったんバースを返却し、改めての申請が必要とのことであるが、納得がいかない。
- ・ 個人名義から法人名義（その逆も含め）への変更許可にあたっては、個人－法人間で何か関連があるもの（例えば、現利用者が代表者であること、現利用者が株主50%以上など）で、利用者が同一人物であることを確認することができる。
- ・ 一方で、権利の転売は防いだ方がいい。転売は他マリーナで存在している。

【①に対する県回答】

- ・ 個人から法人名義への変更に伴う継続係留については、権利の譲渡が懸念されるため、認めていない。
- ・ 御意見に対しては、今後、県の方針を整理し、提案を行う。

②積極的な情報公開

- ・ バース待機状況、係留申込受付状況等について、公平性を保つため、オンラインで公開して欲しい。
- ・ 現在、指定管理者のさじ加減でバース契等の運用がされているようで不透明さがある。
- ・ 沖縄県が、宜野湾港マリーナを含め、糸満漁港や北谷、那覇等のマリ

一ナ係留施設情報を一元管理してはどうか。

- ・ 指定管理者が行う管理・運営項目（具体的に何をするのか）を明文化し、利用者にも公表して欲しい
- ・ 県における指定管理者の選定基準、選定プロセスの公表

【②に対する県回答】

- ・ 県ホームページでの公表など、公平性、透明性につなげる対応を検討する。

③利用ルール・管理運営規程について（明文化、利用者への共有など）

- ・ 契約後において、船の係留が行われない期間（例えば半年とか）が継続した場合、契約解除することを検討して欲しい。
- ・ 空きバースが無いと聞いているが、1, 2年も船が止まっていないバースがある。指定管理者に確認すると、契約はしているが、修理等のため船が入っていないとのことであった。
- ・ 実際に止める船があり、待機している人に貸した方がいい。
- ・ 稼働率が低い船については、契約解除を検討した方がいい。
- ・ 出港・帰港届について、出港後、一定期間経過後も利用者からの帰港届が無い場合、利用者の安否確認に係る対応を検討した方がいい。

【③に対する県回答】

- ・ 公平性、透明性の点からも、県ホームページ等で公表し、利用者等が把握できるよう対応を検討する。

④景観問題、スペースの有効活用（放置艇、廃船台等への対応）

- ・ 陸上の放置艇や廃船台を撤去し、スペースの有効活用を行う必要

⑤メンテナンスヤード・事業者への対応

- ・ メンテナンス事業者において、使用が許可されていないスペースが使用されているため、対応すべき。
- ・ 過年度、メンテナンスヤードにはドックが立つ予定であった。
- ・ 各事業者において事業協同組合を設立し、ドック建設を行うなど、検討した方がいい。

⑥利便性向上（ネット申請、銀行振込など）

- ・ 支払について、現行の納入通知書では銀行窓口に行く必要があり、非常に手間がかかるため、銀行振込等にして欲しい。
- ・ 契約更新手続等について、メールで出来るようにして欲しい。

⑦利用者、県・指定管理者との継続的な意見交換の実施

- ・本日のような意見交換を年に1～2回は実施して欲しい。
- ・今まで何回も要望してきた。
- ・宜野湾港マリーナの改善のため、どんどん意見を言いたい。

【⑦に対する県回答】

- ・県としても、利用者との意見交換を行い、宜野湾港マリーナを地域の拠点として発展させ、全国に発信していけるようにしたい。
- ・これまで利用者とのコミュニケーションが不足していたと考えており、これにより利用者に対して誤解を生じさせていることもあると思われる。
- ・県としても、利用者との理解を深めて、マリーナの改善に向けて対応する。

⑧利用料金に関すること

- ・ゴミの処分費用が与那原マリーナに比較して高い。
- ・宜野湾港マリーナの係留料金は安い

⑨安全、安心の確保

- ・危険運転を行う水上バイクに対しては、防犯カメラを設置し、管理してはどうか。

⑩利用者マナー

- ・看板でタトゥーが露出しない様に注意喚起はしているが、見えている方々いる。

(2) 沖縄県、指定管理者の対応に関すること

①沖縄県における適切な事務引継

- ・県港湾課職員は2～3年で担当が変わる。県担当者と指定管理者で適切に情報共有して欲しい。

【①に対する県回答】

- ・事務引継が適切に行われるよう対応する。

②指定管理者の対応

- ・係留申請申込後の処理について、不透明であり、わかりにくい所があることから、適正化、透明化を図って欲しい。
- ・仮に利用者が帰港届の提出を忘れたとしても、ハーバーマスターが何の関心も無く、リアクションを行わないのは、安全管理上問題である。

【②に対する県回答】

- ・ 透明性を確保し、改善に向けて対応を検討する。

5 今後の進め方について

県は、宜野湾港マリーナに係る要望等アンケート結果及び意見交換会における利用者からの意見等を踏まえ、今後の実施計画（案）を作成し、利用者の理解と協力を得ながら、取り組みを進めていく。